

豊中市意見表明等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

豊中市意見表明等支援事業業務委託

(2) 目的

豊中市では、第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に包含した社会的養育推進計画に基づき、子どもの権利擁護に係る環境整備に取り組んでいる。当該事業は、豊中市児童相談所一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）及び児童養護施設等の社会的養護を行う施設等（以下「児童養護施設等」）を対象に、子どもの意見表明を支援するため、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）を定期的に派遣することにより、入所している子どもが意見表明する機会を確保しこどもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

(3) 業務概要

委託する業務の範囲は、「豊中市意見表明等支援事業業務仕様書」によります。

(4) 業務期間

業務履行期間：令和8（2026年）年4月1日から令和11年（2029年）3月31日

(5) 予算等

本業務の委託料の上限額は、下記のとおりとします。

総額 24,300千円

※上記金額は消費税及び地方消費税を含みます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

2. 参加資格

(1) 満たすべき要件

応募にあたっては、公募参加申込書の提出日時点で、下記に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 過去3年間の間に、本業務委託と類似・関連の業務を請け負った実績があり、かつ同一自治体と継続した履行実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）

の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。
- ⑨ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑩ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑪ 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できること。

（2）応募の無効及び決定の取り消し

下記事項のいずれかに該当する応募は無効とします。また、選定結果通知後に下記事項のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

- ① 公募参加申込期間内に提出書類の全部が提出されなかつた場合（本市による指示以外で応募締め切り後の書類の追加提出や差し替えはできません。）
- ② 提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査（第2次審査）を欠席したとき。
- ④ 公募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わなかつたとき。
- ⑤ 事業者から辞退の申し出があつたとき。
- ⑥ 一団体で同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑦ 提案者が企業連合といった2社（者）以上の事業者で構成されているとき。
- ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があつたとき。
- ⑨ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があつたとき。
- ⑩ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行つたとき。
- ⑪ 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑫ 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ⑬ 契約締結日までの間に「2. 参加資格」に該当しなくなつたとき。
- ⑭ その他、本実施要領の内容に違反したとき。

- ⑯ 上記のほか、本市が不適切と判断したとき。

3. 日程と提出書類等

(1) 日程

実施内容	日程
実施要領及び仕様書の公表	令和7年（2025年）12月26日（金）
質問書受付	令和7年（2025年）12月26日（金）～ 令和8年（2026年）1月5日（月）
質問書への回答	令和8年（2026年）1月8日（木）
公募参加申込書・企画提案書提出〆切	令和8年（2026年）1月26日（月）
書類審査（第一次審査）結果通知	令和8年（2026年）2月6日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング審査 (第二次審査)	令和8年（2026年）2月18日（水） ※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します。
優先交渉権者の決定・公表	令和8年（2026年）2月末日頃
契約締結	令和8年（2026年）3月中旬

※ 事業の実施途上で、やむを得ない理由により上記スケジュールによりがたい事情が生じた場合は、
判明した時点にて速やかに市と協議を行うものとします。

(2) 質問受付

質問は、上記期限内に電子メールにて質問書（様式第1号）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答します。

また、質問書受付期限を過ぎての質問は受け付けません。（郵送不可）

(3) 参加提案書類等提出

公募に参加する事業者は、公募参加申込書（様式第2号）と、以下の【企画提案書類等提出一覧】の企画提案書類等を上記期限内に事務局あて持参または郵送（書留郵送）にてご提出ください。なお、郵送の場合は必ず期限内に必着のうえ、電話連絡してください。（期限必着）

【企画提案書類等提出書類一覧】

項目	留意事項	様式
1 事業者概要書	事業者、代表者、資本金、従業員数、事業概要の詳細等記載すること。	様式第3号
2 業務実績調書	本案件の公募開始日から過去3年間において、意見表明等支援事業、関連業務、類似業務の実績または履行中の業務についてご記載ください。	様式第4号
3 企画書	本業務に係る基本姿勢、運営、執行体制、及び研修に関する内容についてご記載ください。	様式第5号

	見積書及び経費内訳書	宛先は「豊中市長」、件名は「豊中市意見表明等支援事業業務」とし、以下の内容を記載してください。 ① 本業務委託に要する全ての経費を積算すること（消費税及び地方消費税を含む）。 ② 経費内訳書には、見積書に記載した経費の内訳を単価、工数（人、日など）その他必要な経費の区分が分かるように記載すること。	A4判様式任意
4	誓約書	誓約書に記載の内容を確認したうえで、事業者名等を記載すること。	様式第6号
5	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書	公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載すること。	様式第7号

（4）提出部数等

- ① 必要部数（正1部、副6部（コピー可））を提出ください。
- ② 所定様式以外は、原則A4版（縦）で作成してください。
- ③ 提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。
- ④ 企画提案書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- ⑤ 企画提案書類の分割提出は認めません。
- ⑥ 企画提案書類の不足または提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ⑦ 企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めません（本市から補正等を求める場合を除く）。
- ⑧ 企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

（5）企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本案件の審査結果が確定するまでの間は事業者に帰属します。企画提案書類は優先交渉権者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の定めにより公開される場合があります。

（6）参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡とともに、参加辞退届（様式第8号）にて豊中市長あて通知してください。

4. 審査概要

(1) 選定委員会

審査は、市の内部委員で構成する「豊中市意見表明等支援事業業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行い、優先交渉権者を選定します。市は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、優先交渉権者を決定します。

(2) 委員構成

委員は次の職にあるものと充てることとします。

所属	補職
こども未来部はぐくみセンター	センター長
こども未来部はぐくみセンターこども支援課	課長
こども未来部児童相談所こども援助課	課長
こども未来部児童相談所こども育成課	課長
こども未来部児童相談所一時保護課	課長
福祉部地域共生課	課長

(3) 審査方法

ア 書類審査（第一次審査）

① 企画提案書類等に基づく書類審査を行います。

ただし、応募した事業者が3事業者以下の場合にあっては、書類審査を省略します。この場合、全応募者に書類審査を行わない旨をメールで通知します。

② 応募した事業者が4事業者以上の場合、書類審査の評価平均点上位3事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

イ プrezentation・ヒアリング審査

① 出席者は、1事業者あたり3名までの出席とします。なお、本委託業務において、配置予定の業務責任者は、必ず出席してください。

② プrezentation・ヒアリング時間は、1事業者あたり30分以内とします。（事業者からの説明：15分以内+質疑応答：15分以内）

③ プrezentation・ヒアリング審査は令和8年（2026年）2月18日（水）を予定しています。時間、場所等については、別途ご連絡します。

④ プrezentationは企画書に基づき実施してください。追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に市に相談してください。

⑤ 見積書の金額が上限を超過した場合や評価平均点が全体配点の50%未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。

⑥ 評価平均点が最も高い事業者を優先交渉権者に、次に評価平均点が高い事業者を次点交渉権者にそれぞれ選定します。ただし、評価平均点が同点の事業者が複数いる場合は、選定委員の合議によって順位を決定し、優先交渉権者又は次点交渉権者を選定します。

(4) 評価基準

以下の評価項目について、評価基準に基づき採点を行います。

評価項目	評価基準	配点
基本姿勢	事業の趣旨を十分に理解するとともに、「豊中市子ども健やか育み条例」の理念を踏まえた上で、こども家庭庁策定の「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」の内容に沿った提案であるか	15点
運営	訪問対象機関との連携方法	10点
業務実績	過去3年間の業務実績や組織体制などの適切な業務執行能力を有するか	15点
執行体制	意見表明等支援員は十分確保されているか	15点
	専門性を有する職員の育成方法	15点
	訪問先との意見表明等支援実施後の共有方法	10点
研修	こども家庭庁策定の「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」など、子どもの権利擁護に関する国の動きや事業者の取組実績に基づいた研修の実施が可能か	10点
提案価格	提案価格の妥当性	10点
全体配点		100点

【評価ランク】

評価基準のうち「提案価格」以外の採点は、評価ランクによりAからEまでの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価項目の配点に乘じて算出します。なお、最終的に各採点者の評価点を一本化して、評価平均点（満点は100点）とします。

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均的・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

(5) 審査結果の通知等

本案件の最終結果は、書面にて応募した全ての事業者に通知します。また、優先交渉権者が決定した場合は、市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関する問い合わせや審査結果に対する異議等には対応しません。

公表内容は以下のとおりです。

- ① 優先交渉権者の名称、評価平均点
- ② 優先交渉権者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の評価平均点

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価平均点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

(6) その他

本案件に関して実施要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や市職員への接触を禁じます。

※ただし、3（2）質問受付、3（3）企画提案書類等提出、4（3）イ. プレゼンテーション・ヒアリング審査等を除きます。

5. 契約の締結

- ① 優先交渉権者は、本市と仕様、価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、優先交渉権者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約束するものではありません。
- ② 優先交渉権者と協議が調わない場合は、本市は、次点交渉権者と協議を行います。
- ③ 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議のうえ、決定します。
- ④ 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されている随意契約により契約を締結します。その際には協議内容に基づく、見積書を改めて提出して頂きます。
- ⑤ 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしない場合があるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求める場合があります。
- ⑥ 受託事業者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。

○契約保証金を免除する場合

・履行保証保険の契約をするとき

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。

・豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めたとき（別途申請書が必要）

6. その他必要な事項

- ① 企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は全て事業者の負担とします。
- ③ 本案件の事業者に対する参加報酬はありません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とします。
- ⑤ 1（3）に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、市から事業の変更等を提案する場合があります。

7. 応募先、質問・問い合わせ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番8号

豊中市 こども未来部はぐくみセンター こども支援課 社会的養育推進係
担当 炭本・梅原

受付時間：8時45分から17時15分

TEL06-6676-7421 E-mail koshienyouiku@city.toyonaka.osaka.jp